

留守家庭児童育成会臨時運営委員長会議

平成29年1月13日（金）午前10時00分～午前11時30分

『留守家庭児童育成会勤務環境改善事業助成』

Q&A

- Q. PC複数は不可との説明だが、常勤指導員が複数いるためでも不可？
A. 不可。目的としては同一であるため。
- Q. P5 別業者から、同一（もしくは同等以下）内容であれば変更は可？
A. 可。許可申請時の見積もり以下であることと同一内容であればよい。
ただし、購入業者の変更となるため、変更理由書の提出は必要である。
- Q. P7 周辺機器について、外付HDDや無線LANアクセスポイント（ルータ）は可？
A. 可。外付HDDについては、管理を確実にを行うこと。
- Q. P7 対象備品について、PC専用ラックは可？
A. 可。（ただし、PCとの同時購入が前提）
- Q. P7 対象備品について、“同一目的不可”だが、ノートPCーデスクトップ型PC、
ノートPCータブレット端末、
デスクトップ型PCータブレット端末ということであれば可？
A. 不可。2の掲載表で同じ段にある備品（【ノートPC、デスクトップ型PC、
タブレット端末】、【プリンタ、複合機】）は同一目的と考えてもらいたいので、
複数の購入は補助対象外。
- Q. 30万のものを買おうとして、26万に学童負担の4万を加えて購入するのは可？
A. 可。収支報告書に保護者負担金4万として記載すればよい。
- Q. P6 5年以内の廃棄について、育成会廃止や通常使用下における壊れによる
廃棄であれば、区に廃棄届を出すことで、返金は求められないと考えて可？
A. 可。ただし区で“やむを得ない”理由として判断された場合。
- Q. P9 手続きの時期が1月13日～2月7日となっているが、
実際に提出資料のフォーマットが送られてくるのはいつか？

- A. 可能な限り来週中（1月20日）、遅くとも再来週中（1月27日）に各区から各育成会宛てにメール又は郵送で連絡がいくようにする。
- Q. P13 決定通知は、2月28日までには必ず出されると考えてよいか？
- A. 2月下旬としているが、2月7日までに受領した申請書から順に、可能な限り早く送りたいと考えている。
しかし、記載不備等の修正が入ることもあるので遅れることもあるが、遅くとも2月28日までには出せるようにしたい。記載や書類不備がないように、各育成会でも確認してから、なるべく早く提出して頂きたい。
- Q. P13 <領収額の明細が分かるもの>が、
<対象となる経費の領収書の写し又は～>に記載されていれば、領収書とは別に<領収額の明細が分かるもの>を出す必要はないと考えてよいか。
- A. よい。P18の例の様な領収書であれば、これだけでよい。

《土曜の合同保育について》

- Q. 2学童合同の場合、朝や夜は1名しかいなくなる状況があり、それでも4名必要か？
子どもが登所して中心となる保育時間帯を4名とするのは認められないのか。
- A. 開所とするならば、規定の職員配置等の基準を満たすことが求められる。
ただし、運営規程に記載されていれば、保育希望者のない場合に開所時間を短縮することは可能である。
- Q. P25 A2の日曜、祝日、年末年始以外の全日開所を想定しているのは、今まで通りか。
- A. 今まで通りで変更があったのではない。運営助成要綱にも記載されている。